

第7回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部 議事要旨

日時：令和6年6月12日（水） 11：40～11：55

場所：官邸4階大会議室

出席者：岸田内閣総理大臣、林内閣官房長官、坂本農林水産大臣、自見内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策 消費者及び食品安全 地方創生）、石川デジタル副大臣兼内閣府副大臣、あべ文部科学副大臣、八木環境副大臣、神田内閣府大臣政務官、平沼内閣府大臣政務官兼復興大臣政務官、長谷川総務大臣政務官、中野法務大臣政務官、瀬戸財務大臣政務官、塩崎厚生労働大臣政務官、吉田経済産業大臣政務官、こやり国土交通大臣政務官、小里内閣総理大臣補佐官、村井内閣官房副長官、森屋内閣官房副長官、栗生内閣官房副長官、藤井内閣官房副長官補、杉中農林水産省大臣官房総括審議官

○ 冒頭、林内閣官房長官から、議事について説明があった。坂本農林水産大臣から次のような説明があった。

- ・ まずはじめに、食料・農業・農村基本法について、一昨年（令和4年）9月、第1回基盤強化本部において岸田総理から法改正に向けた指示を頂き、総合的な検証や、見直しに向けた検討を進めてきた。
- ・ この検証・検討を踏まえ、本年2月に基本法の改正案を国会に提出し、国会では、本会議での登壇や、岸田総理にも出席いただいた委員会質疑、全国3か所で開催された地方公聴会など十分に御審議いただき、可決・成立の上、今月5日に公布・施行されたことを御報告する。
- ・ 本日は、農林漁業の所得向上に向けた農林水産・食品分野の政策の全体像と、今回の基本法改正を受けた政策の進め方について説明する。
- ・ 資料1を御覧いただきたい。ここでは、農林水産・食品分野全体で社会課題に対応できるよう環境整備を図り、所得向上を図っていく観点から、その具体策を整理した。
- ・ 特に「合理的な価格の形成」「農業用インフラの保全管理」「林業経営体の育成」については、令和7年中の国会提出を視野に、法制度の検討を進めていく。
- ・ その他、農林水産物・食品の輸出促進に向け、輸出産地の形成などを進めていくほか、環境への取組として、農業における先進的な環境負荷低減の取組支援の新たな仕組みの創設や、林野・水産においても、花粉症対策、ブルーカーボンなどを進めていく。
また、農山漁村の活性化に向け、農福連携の推進や海業の振興、森林サービス産業の創出などを図っていく。特に農福連携は、先週5日の農福連携等推進会議で改定された「農福連携等推進ビジョン」に基づく取組を加速していく所存。
- ・ 資料2を御覧いただきたい。基本法改正を受けた政策の進め方を整理し

ている。改正案の成立を受け、「食料・農業・農村基本計画」の改定を行うこととし、速やかに議論を開始する。

- ・ また、先ほど御説明した法制度の検討や、「環境負荷低減の取組推進」のほか、現在国会に提出している法案の成立状況を踏まえつつ、「食料供給困難事態への対応」、「人・農地の確保」、「スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革」などの取組を進めていく。
- ・ 私からの説明は以上。農林水産省としては、基本法改正を踏まえ、国民の皆様が安定的に食料を届けるとする国の責務をしっかりと果たせるよう、新たな施策の推進を図っていくとともに、林・水分野も含め、農林水産・食品分野全体で、社会課題に対応できる環境整備や、農林漁業の収益力の向上の実現を通じた所得向上に向けて取り組んでいく。

関係省庁とも連携して進める必要があるため、関係各位においては、引き続き御協力をお願いする。

○ これを受けて、自見内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策 消費者及び食品安全 地方創生）から、次のような発言があった。

- ・ 消費者及び食品安全担当大臣及び地方創生担当大臣として一言申し上げる。
- ・ 政府として昨年（令和5年）末、食品ロス半減目標達成に向け、「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめ、先月には、食品寄附等に関する官民協議会を立ち上げ、食品ロス削減・食品寄附促進に向けて、関係省庁で総力を結集して取り組んでいるところ。
- ・ 今回の改正食料・農業・農村基本法第19条に位置付けられたように、フードバンク等を介した食品寄附は、食品ロス削減のみならず、円滑な食品アクセスの確保にも寄与するもの。
- ・ 今後、食品ロス削減・食品寄附促進・食品アクセスの確保については、自治体や事業者に対して国の取組の趣旨・内容を明らかにし、地域で一体的に取り組めるよう、ワンボイスで発信していくことが重要であるところ、その発信策を含め、関係省庁と連携して検討していきたいと考えているため、御協力をお願いする。

○ 吉田経済産業大臣政務官から、次のような発言があった。

- ・ 経済産業省としても、坂本大臣から説明のあった基本計画の改定及び個別の政策の具体化にしっかりと協力していきたい。
- ・ 例えば、農林水産品・食品の輸出促進に向けては、JETRO に設置した日本食品海外プロモーションセンター（JFOOD0）を中心に、現地での日本食や食文化の普及を通じた戦略的輸出プロモーションに引き続き取り組んで

いく。

- ・ また、現行の基本計画に柱の1つとして位置づけられている原子力災害からの復興支援も、引き続き政府全体の重要な課題。
- ・ 水産物を中心に、一部の国・地域では、日本産食品に対する輸入規制が行われていることを踏まえ、引き続き、関係省庁と一体となって、輸入規制の即時撤廃に向けた働き掛けや、国内消費拡大、海外販路の開拓等に取り組んでいく。

○ 次に、小里内閣総理大臣補佐官から、次のような報告があった。

- ・ 農山漁村地域活性化担当として、全国の農山漁村を訪問し、課題をお伺いする中、各地域が抱える3つの課題を中心に、関係省庁と連携し、取り組んできた。
- ・ 1点目は、「移動手段の確保」。
大きく改革した自家用有償運送制度を、農山漁村地域に実装し、「農山漁村型ライドシェア」を実現するため、担い手として期待されるJA・観光協会等の地域に根差した主体への働きかけを、各省の役割分担の下、進めてきた。
石川県加賀市をはじめ、各地で様々な主体の参画事例や計画の動きが出てきており、引き続き、好事例の創出に取り組んでいく。
- ・ 2点目は、「農泊による観光振興」。
地域資源を活かした農泊による観光振興が、農村所得の向上に大きく寄与すると考えている。長野県佐久市では、世界初の「酒蔵ホテル」が多くのインバウンド客を集めている。
「農泊インバウンド受入促進重点地域」の追加公募や海外プロモーション、司令塔組織を通じた経営力強化とともに、次代の人材確保に向けた取組みも進めていく。
- ・ 3点目は、「鳥獣害対策の強化」。
ハンターも高齢化する中、デジタル技術の活用が重要であり、長野県小諸市の「スマート捕獲」の取組のほか、富山県では、クマ対策としても、AIを活用した取組を進めている。
こうしたモデルとなる取組の創出・横展開を図るとともに、熊本県宇城市のジビエツーリズムや、ペットフード化のように、捕獲物の有効利用も進めていく。
- ・ いずれの施策も、魅力ある農山漁村地域の持続的な発展に向けて重要なものであり、引き続き、着実に推進していきたいと思うので、よろしくお願いする。

○ 最後に、岸田内閣総理大臣から、次のような発言があった。

- ・ 農政の憲法と称される「食料・農業・農村基本法」の抜本改正を受け、今後は、新たな基本法の下で、漁業・林業を含め、農林水産業の所得向上に向けた農林水産・食品分野の政策の再構築を進める。
- ・ まず、基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」を今年度中に策定することとし、今夏から議論を開始するようお願いする。
- ・ あわせて、
 - 所得向上に向けた環境をつくるための「合理的な価格の形成」に向けた新たな法制度
 - 食料安全保障の確立に向けた「人口減少下での農業用インフラの保全管理」に向けた法整備
 - 林業経営体の育成と集積・集約化の促進のための新たな法制度この3本の法整備について、来年の通常国会への提出を目指し、作業を進めるようお願いする。
- ・ さらに、基本計画の改定を待たずに打つべき施策は講ずるべく、喫緊の課題である農林水産業及び食品産業における所得向上に向けて、「合理的な価格の形成」のためのコスト指標作成の協議を進めるなど、官民連携の取組を加速するようお願いする。
- ・ 坂本大臣を中心に、国土交通省等の関係省庁と連携して、小里補佐官から報告のあった農山漁村施策のパッケージを含め、新たな基本法に基づき、農政の再構築を進めるようお願いする。

以上

文責：内閣官房副長官補付